

7月から国民年金保険料の免除などの申請を受け付けます

申・問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159



国民年金の保険料（令和6年度月額16,980円）は、毎月納付が必要です。ただし、経済的に納付が困難な場合は、本人の申請で「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を受けることができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不慮の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

免除種類		免除額	保険料	受給額（年金額）	免除期間
申請免除	全額免除	16,980円	0円	8分の4	7月から翌年6月まで
	4分の3免除（4分の1納付）	12,730円	4,250円	8分の5	
	半額免除（半分納付）	8,490円	8,490円	8分の6	
	4分の1免除（4分の3納付）	4,240円	12,740円	8分の7	
	納付猶予制度（50歳未満の人）	16,980円	0円	反映されません	4月から翌年3月まで
学生納付特例制度		16,980円			

※免除などの申請ができる期間は申請日の2年1か月前までです

※免除などの期間は受給要件を満たすための資格期間として計算されます

《審査基準》本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下であること。

※新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合は、所得の申立書を添付することで令和4年度分（免除・納付猶予は令和4年7月分から令和5年6月分、学生納付特例は令和4年4月分から令和5年3月分）の申請まで可能です

※減収状況によっては免除に該当しない場合や、免除の種類が変わる場合もあります

《持参するもの》基礎年金番号またはマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード以外は顔写真付きの身分を確認できるものが必要）。

※離職者がいる場合は、離職票または雇用保険受給資格者証など

※学生の場合は、上記に追加して学生証の写しまたは在学証明書



◎提出にあたっては「マイナポータル」から電子申請ができます

■対象者（次の条件をすべて満たす人）

- ・ 多久市大会を勝ち上がるか、県もしくは協会などからの推薦などにより全国大会などに出場する人
- ・ 多久市内に住所を有する人
- ・ 多久市暴力団排除条例（平成

多久市ふるさと振興助成金の環境で、一定の要件を満たす人に対し全国大会等助成金を交付しています。

全国大会等出場への助成金（ふるさと振興助成金）のお知らせ

問 総合政策課 地域づくり係

☎0952-75-2116



24年多久市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団などではない人

- ・ 多久市の他の補助金を受けていない人

■助成額 全国大会などへの出場

↓出場者1人につき2万円

■申請方法 申請書を総合政策課または市ホームページで取得し、大会の15日前までに添付書類とともに提出してください。

ご注意ください！オオキンケイギクは特定外来生物です

問 環境課 生活環境係

☎0952-75-6117



鮮やかな黄色でコスモスの花に似た形のオオキンケイギクは、生息地が拡大することを防止するため、外来生物法により、生きたまま移動させる、保管するなどの行為が禁止されています。

オオキンケイギクを駆除するときは、根ごと引き抜き、ビニール袋に詰め、現場付近で2〜3日天日にさらして枯死させてください。枯死を確認した後は、燃えるゴミとして処分できます。（開花期／5〜7月頃）



出典：九州地方環境事務所（花の色は黄色です）